

京丹波町スポーツ少年団活動補助金交付規程（R6）修正

（目的）

第1条 この規程は、京丹波町スポーツ少年団活動補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

（活動補助金）

第2条 京丹波町スポーツ少年団は、加盟する単位団に活動補助金を交付することができる。

（活動補助金の金額）

第3条 加盟単位団に交付する活動補助金及び金額は次のとおりとする。

(1) 加盟単位団活動補助金

1 団あたり 10,000 円の基本額に、単位団において支出した年間町内施設（町及び府の施設）使用料の50%を加算した額

(2) 指導者養成講習会受講補助金

指導者が新規資格受講講習会並びに資格更新講習を受講した場合の受講料の額

（補助金の不交付）

第4条 分担金（スポ少登録料）を納付しなかった単位団には、補助金を交付しない。

（特例的な活動補助金）

第5条 特別の状況下において、本部役員会の承認により、特例的に活動補助金の交付を行うことができる。

（活動補助金の交付方法）

第6条 第3条に定める活動補助金は、分担金の納付を確認し、所定の口座へ振り込むものとする。

附則

この規程は、平成19年2月22日から施行する。

この規程は、平成29年2月8日から施行する。

この規程は、平成30年4月10日から施行する。

この規程は、令和3年3月9日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月7日から施行し、第3条第1号にあつては、令和6年1月1日から適用する。